

受動喫煙防止対策に係る改善状況報告書

記入日：令和6年 月 日

施設名： _____

施設所在地：盛岡市

電話番号： _____

氏名（役職等）：_____

提出: 令和6年11月29日(金)までをお願いします。

※改善後に報告をお願いいたします。

1 現在の喫煙の状況にあてはまる番号に○をつけてください。

- | | |
|---------------------------------|-----------|
| ① 敷地内全面禁煙 | ⇒設問 3 へ |
| ② 屋外でのみ喫煙可能（屋内は完全禁煙） | ⇒設問 3 へ |
| ③ 屋外・屋内両方で喫煙可能 | ⇒設問 2、3 へ |
| ④ 屋内でのみ喫煙可能（屋外喫煙場所はない、屋外は敷地外 等） | ⇒設問 2、3 へ |
| ⑤ その他（ ） | ⇒設問 3 へ |

2 【設問1の回答が③④の方】次の項目は、屋内に喫煙室がある場合に受動喫煙防止のために厚生労働省が
 定めている、すべての喫煙室設置者（管理権限者）が守るべき共通の項目です。

同封の資料をお読みいただき、次の項目が遵守できているか確認をしたうえで報告をお願いいたします。

※以下、すべてに☑がついていると厚生労働省が定めた基準に適合した「基準適合室」になります。

- ・ 標識の掲出

- ☐ 施設及び喫煙室の出入口に、必要事項を記載した**喫煙可能な施設であることを示す標識**を掲示している。
(施設全体が喫煙室の場合は施設の出入口のみに標識掲示)

・ 20 歳未満の者の立入禁止

- ☐ 清掃等、喫煙目的以外であっても、喫煙室には 20 歳未満の者は一切立ち入らせていない。

・ **技術的基準**（施設全部が喫煙室の場合は①のみ 例：喫煙可能店、喫煙目的店）

- ☐ ①たばこの煙が室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されている。
- ☐ ②出入口において室外から室内に流入する空気の気流が 0.2m 毎秒以上である。
- ☐ ③たばこの煙が屋外又は外部に排気されている。

・ 労働者の受動喫煙防止対策

- ☐ 20歳未満または受動喫煙を望まない労働者が喫煙エリアに立ち入る必要のないよう、喫煙エリアを通らない動線の工夫や、勤務シフト・業務分担の工夫等の配慮をしている。

裏面に続きます➡

・その他の喫煙室設置の際の守るべきルール

※該当する喫煙室を選択し、各喫煙室毎に必要なルールが守られているかを確認し、報告をお願いします。
該当する喫煙室が不明の場合は、保健所担当（019-603-8305）へお問い合わせ下さい。

■ 喫煙専用室

- ☐ 屋内の一部に設置している。（屋内全部での喫煙は不可、フロア分煙は可）
- ☐ 喫煙のみに使用し、休憩室、会議室、倉庫等として使用していない。
（喫煙時に飲み物を飲む等の行為は可）



■ 加熱式たばこ専用喫煙室

- ☐ 屋内の一部に設置している。（屋内全部での喫煙は不可、フロア分煙は可）
- ☐ 加熱式たばこのみ喫煙可能（紙巻きたばこは不可、飲食等は可）



■ 喫煙可能室（または喫煙可能店）

- ☐ 既存特定飲食提供施設の条件をすべて満たしている。
- ☐ 既存特定飲食提供施設を証明する書類を保存している。
- ☐ 保健所へ喫煙可能室設置施設の届け出をしている。



■ 喫煙目的室（または喫煙目的店）

- ☐ たばこ事業法による販売許可を取っており、その書類を保存している。
（たばこ事業法第 22 条第 1 項又は第 26 条第 1 項の許可に関する許可通知書）
- ☐ 通常主食と認められる食事は出していない。
（電子レンジで加熱調理をするもの、出前は可。ランチ営業での主食の提供は可）



3 【すべての事業者様】

受動喫煙に関することでご意見等があれば記入願います。

報告書は以上です。ご協力ありがとうございました。